

伊佐市内での新型コロナウイルス感染者確認に伴う 保育所等を利用する保護者の皆様へ

伊佐市役所 こども課

伊佐市内の新型コロナウイルス感染症の検査結果(7/5)を受け、次のとおり本市の対応を決定しましたのでお知らせします。

保護者の皆様におかれましては、御理解、御協力いただきますようお願いいたします。

1 基本的な考え

令和2年7月3日、伊佐市内において新型コロナウイルス感染者1名が確認されたことを受け、同月4日付け文書で、7月6日(月)～12日(日)の臨時休園、7月13日(月)～22日(水)の登園自粛要請の実施をお願いし、保護者の皆様には職場やご家族との調整などご負担をおかけいたしました。臨時休園の方針を決定した7月4日の時点では、感染者の状況や地域での感染の規模について不確実な中で、お子様の安全を最大限に考慮し、市内の全保育所等に臨時休園等お願いしたところですが、7月5日に本市での新型コロナウイルス感染症の検査(PCR検査)対象者全員が陰性で、現時点において地域で感染が拡大している状況にはないことが確認されました。

このようなことから、先に通知した7月6日(月)～12日(日)の臨時休園は中止し、利用の自粛を保護者の皆様をお願いするなど規模を縮小した保育の実施を行うこととします。

ただし、急な方針変更のため、保育所等によっては方針変更の周知や保育人材の確保、給食等の対応に時間を要する場合がありますので、再開時期については、各保育所等に御確認ください。

2 登園自粛のお願い ※ あくまでも「お願い」であり、各御家庭の現状に合わせて御判断ください。

在宅勤務で子どもを見ることができるとき、仕事を休んで自宅で保育が可能な場合には、御家庭での保育を行っていただき、登園の自粛に御協力をお願いします。

なお、今回の感染者確認に関連して、濃厚接触者へのPCR検査を受けた児童及び保護者等の世帯は、国の方針により健康観察を継続する必要がありますので、必ず在籍園に申し出てくださいますようお願いいたします。

(1) 登園自粛要請の期間

令和2年7月6日(月)～17日(金)

※ 自粛要請期間中は、一度も登園しない場合でも在籍資格は取り消されません。

※ 本市の感染拡大状況などにより、登園自粛要請期間の延長や対応を見直す場合があります。

(2) 届出方法

7月9日(木)までに「登園自粛届出書兼利用者負担額(保育料)減免申請書」を在籍園に提出してください。用紙は、園から受け取るか、市ホームページから取得ください。(登園継続の場合は特に手続き不要です。)

(3) 保育料について

市からの要請に基づく臨時休園と、登園自粛された場合で上記届出を行った方については、7月6日(月)以降、保育所等を欠席した日数に応じて日割り計算を行い、翌月以降に還付します。減免額の確定及び返還には一定の期間を要することが見込まれるため、あらかじめご承知おきください。

※伊佐市外にお住いの方については、居住自治体にお問い合わせください。

(4) 給食費について

給食費は、保護者が各施設との契約に基づきお支払いいただいていることや、食材の発注方法などが施設によって異なるため、在籍園にお問い合わせください。

● 保護者の皆様には次の項目についてご協力をお願いします。

(1) 感染拡大防止のための留意点

ア 不要不急の帰省や旅行などは、本人・家族等含め極力避けてください。

(2) 利用児童及び御家族等が、新型コロナウイルスに感染した場合

ア 児童及び御家族の新型コロナウイルス感染が確認された場合、または濃厚接触者と特定された場合は、感染拡大を防ぐため、大至急、登園している保育所等へ連絡をお願いします。

これは、感染拡大を防ぐために願っているもので、感染の事実等を外部公表する際も人権・プライバシーに最大限配慮して行います。つきましては、保健所等の聞き取り調査等が実施される際は、正確な事実関係をお話くださいますようお願いいたします。

※ 伊佐市立小学校・中学校も、臨時休校は中止になりました。

今回の対応は、令和2年7月5日時点の取扱いであり、本市の感染拡大状況などにより、登園自粛要請期間の対応を見直す場合があります。

最新情報については、伊佐市ホームページを御確認くださいませよう願います。

保護者の皆様におかれましては、ご不便をおかけしますが、乳幼児、保護者及び保育士等職員への感染防止のため、また、保育所等の運営を継続し、社会・経済活動を維持していくための緊急的な対応であることを御理解いただきますよう、よろしく願います。

《お問い合わせ先》 伊佐市役所 こども課 子育て支援係 TEL(0995) 23-1311 内線 1218